

平成29年度 第1回高崎市介護保険運営協議会・会議録（抄）

【開催日時】 平成29年5月25日（木） 午後1時30分～午後2時58分

【開催場所】 高崎市役所171会議室

【出席委員】 計18人

会長 金井 敏	副会長 井上 光弘	
委員 井上 謙一	委員 井上 洋子	委員 岩田 泰
委員 岡田 裕子	委員 川端 幸枝	委員 桑畑 裕子
委員 小池 昭雅	委員 駒井 和子	委員 曾根 哲夫
委員 齊藤 明	委員 白石 隆夫	委員 中西 有美子
委員 平野 勝海	委員 松橋 亮	委員 目崎 智恵子
委員 山路 雄彦		

【欠席委員】 計2人

委員 小野 瑠美子 委員 紋谷 光徳

【事務局職員】

福祉部長 田村 洋子 長寿社会課長 志田 登 介護保険課長 住谷 一水
指導監査課長 富里 郁雄
担当係長

（長寿社会課）富所 秀仁 橋爪 千秋 松本 博美 山田 米智 小野里 清
（介護保険課）嶋崎 昌幸 金井 公一 相澤 和孝 木村 幸代 外處 紀子
（指導監査課）釜井 克倫
各支所担当職員、その他事務局担当職員

【公開・非公開区分】 公開（傍聴者なし）

【所管部課】 長寿社会課

【議 事】（1）高崎市高齢者安心プランの平成28年度事業評価について
（2）第7期計画策定に向けた体系（案）について

【報 告】（1）平成28年度介護給付費実績等見込みについて
（2）平成28年度介護サービス事業所の指定状況について

交代委員に委嘱状の交付

会長挨拶

【議事録本文】

議事（１）高崎市高齢者安心プランの平成２８年度事業評価について

－事務局説明

（会 長）

平成 28 年度の事業評価ということで、各課でまとめた評価を皆さんにお示ししたところですが、皆様方からご意見、ご質問等ありますでしょうか。

（委員 A）

12 ページの社会福祉課の内容になりますが、評価の中で 1 点だけ C 評価というのがありましたけれども、良くなる目途は立っているのでしょうか。

（事務局）

こちらの福祉避難所ですが、現在は長寿センターが福祉避難所ということで指定されているのですが、民間の事業所等を活用した形で、福祉避難所をもう一度仕切り直しということで検討しているところです。民間の事業所と協定を結ぶなり、福祉避難所を数多く設置しなければいけないということは十分に承知しているところですが、今の状態ですと、一次避難所で虚弱で対応できない方が次の福祉避難所というような役割になっているのです。でも実際に災害に遭われた方たちの状況を見ると、例えば高齢者一人でお住まいになっているということではなく、高齢者を含めた家族全員で一次避難所に避難されて、その中で、高齢者は支援が必要だということで、高齢者だけが福祉避難所に移っていくということがないのです。ですから、一次避難所の中で虚弱な方も支援できるような体制をまずは組むべきなのかということも含め検討している状況です。

（会 長）

この福祉避難所については、社会福祉課の担当でしょうか、防災安全課でしょうか。

（事務局）

両方になります。災害時の要支援者名簿の担当が社会福祉課になっていますが、防災安全課と一緒に進めさせていただいています。

（会 長）

現実的には、熊本地震等では、一次避難所自体が高齢者や障害のある方を受け入れるこ

とがなかなか難しいということで、例えば、車椅子の方の一次避難所がなくて、しっかりした建物があるから熊本学園大学に逃げてきたということもあって、おそらく福祉避難所というものがきちんとできれば、一次避難所に行かずともそちらに行かれる方もいらっしゃると思うのです。そういった災害時の要援護者の動線なども考えていく必要があるかなと思っています。

(委員 B)

高崎市では前倒しで施設を充実させているという話もありましたが、サ高住の評価のところも A 評価で安心なのですけれども、最近、介護職の確保がかなり難しいということですが、人員配置基準も含めて監査的にも A ということでよろしいでしょうか。

(事務局)

有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、それぞれ所管が違ってきますので、所管で立入り等の検査をさせていただいておりますけれども、それぞれの住宅としての基準は充足されております。ただ、住宅に入っている方が住宅に住むというだけでは、日常生活は送れませんので、そこに訪問型のサービスや通所型のサービスを併用しながら生活をしているのが実態です。実際に指導監査課で指導監督をする権限が与えられているのは、介護保険法上の指定を行っている事業所ということでございますので、老人福祉法が基になる有料老人ホーム等は、基準も甘いですし老人福祉法では取消しの処分まではできないような内容になっています。ただ、介護保険法上で指定を行っている訪問や通所の事業所については、有料、サ高住、訪問、居宅、通所といったところと一緒に同時に調査に入らせていただいているということで、その部分で内部に訪問型、通所型のサービスが併設されている事業所については、基準違反になるような案件もございます。ですから、そのところはしっかりと基準を守るように指導監督させていただいております。全ての事業所に入っておりますので、その都度、適正な指導を行っております。

(会 長)

難しいのは、サ高住等は違うセクションでやっているということと同時に、もう一つは有料老人ホームという届けを出さないでやっていて、何か事件があると、実は有料老人ホームだったということがあったりしますので、そういったところが事前に発見できる仕組みを作るのはなかなか難しいと思うのです。

今の質問に加えてなのですが、今回の安心プランでいうと 94 ページに介護職員の人材確保ということが載っていますが、人材確保がやはり難しいのではないかと出てきて、世間的にも介護職員の不足というのがあります。その辺を市としてどういう取り組みをされているか、お聞きしたいと思うのですがいかがですか。

(事務局)

今回の事業評価について、そちらは入っていません。この人材確保というのは非常に難しい状況で、例えば先ほどの施設の整備の公募などをしたときも、人材確保が可能かどうか

かも確認させていただいて、その計画等も考慮した上で選定したりもさせていただいています。やはりどの事業所もいろいろと考えながら事業を進めていただいているところです。高崎市だけでなんとかなるということでもありませんので、この中での評価という形には至っていないところです。

(会 長)

従来、都道府県が従事者の養成、確保ということはやってきたと思うのですが、群馬県だけの取り組みでは不足しているかなという印象を持っていて、中核市である高崎市も人材養成のプログラムも必要なかなと感じておりましたので、ご意見を申し上げました。

(事務局)

制度的には、なかなか単一の市で行うというのは難しい事業であるということは認識しておりますけれども、富岡市長もその手助けになればということで、この4月1日からオープンさせていただきました多機能型住宅の市営住宅の部分ですけれども、今最も人材が不足しているといわれている介護職、保育士、看護師の3職種に限って安価で市営住宅を提供するというので、これは全国的にも珍しいパターンで、公営住宅で職種を限定して募集をするという例はなかったものですから、高崎市でできることということで、そのような事業を展開させていただきました。介護従事者等の人材確保、それぞれの事業所でこういった市営住宅もあるよと、自分の事業所単体では職員寮はないけれども、こういうものもあるから使っていただきたいということで職員を誘っていただく道具に使っていただいて一向に構わないということで、市長からも同意をいただいているところです。それぞれの事業者さんで人材を確保したいとか、親元を離れて勉強したいという方がいらっしゃれば、2万5千円という低家賃で街中にお住みいただける市営住宅をつくらせていただいたというのが、今高崎で人材確保に協力する部分での第1弾ということで行わせていただいたものです。

(委員C)

人材確保の件で、制度上難しいところもあるということでしたけれども、今、千葉県では、千葉市、柏市、船橋市など、市で人材を確保しようとしています。特に千葉県は東京に人材が流出していくということで、群馬県もそういったところもあると思いますし、高崎は働きやすい場所でもあると思っていて、そういった人材確保の取り組みもやっていくということも重要だと思っています。高崎市でやるのか団体でやるのかというのはあると思いますが、今、老施協の会長も高崎市にいますし、老健協の会長も、また地域密着型の名誉会長も高崎にいますので、ぜひそういった取り組みもできたらと思います。

(事務局)

わかりにくいところですが、一つ例を上げますと、介護給付の単価で高崎は6級地の単価を取らせていただいています。周りが全てそれより下級の場合は、6級地でなく

てもいいということで、どちらを選択するのかということ国に届け出るタイミングがございました。それを下げると給付単価そのものが下がってしまい、ますます高崎市内の事業所にとっては介護報酬が全体的に下がってしまうということが懸念されましたので、介護報酬を群馬県の中では唯一、高い単価をとらせていただいているというのが市としてできることでしたので、今年度も報酬単価を下げないようにさせていただきます。利用者の負担も若干高くなるということはありませんけれども、それで良質なサービスが提供できればということで、良い人材が集まってくれば、最終的には市民の利便性の向上という形にもつながっていくと思いますので、そういう部分では全体的に報酬の単価が上げられるような方法をとらせていただきたいと思います。

(委員 D)

県内、やはり介護離職が止まらなくて、新聞に出ているように下仁田の施設が閉鎖になりました。それから吾妻圏域ですけれども、50床に手が上がらないそうです。高崎市につきましては、どんどん作れて開けているみたいですが、桐生、前橋も今苦戦している状況で、なかなか人材確保ができなくて施設が開けない状況です。

老施協としては、県と相談をして、中学校を回って宣伝をしようということで、去年は27校だったのですが、今年は60校を予定してまして、高崎の教育委員会にも協力いただきまして、県全体で100校くらいを回る予定をしています。それから高崎につきましては、前からやっているのですが、市の応援をいただいて、人材確保について、「知ってもらおう介護の仕事」ということで、前は医療センターのところでやったのですが、去年はヤマダ電機でやりまして、今年もヤマダ電機でのPRを考えていますのでよろしくお願いします。

(会 長)

やるベンチャーでも、中学生たちがずいぶん施設で体験しているようですので、その辺の取り組みを進めていただければと思います。

(委員 E)

4 ページ、No13 の地域で認知症の人を支える活動支援ですけれども、平成 28 年度の事業実施の内容の中ほどにありますオレンジサポーターの登録者数が 235 人とあります。高齢者の見守り活動のほか認知症に関する普及啓発の活動がかなり増加しているかと思えますし、先ほどの説明にもありましたが認知症カフェ等の地域の集いの場の運営支援ということで、かなり活発に現在行われているところでもあります。人数は、今回 235 人ですが、これまでの養成者数が 416 人なので、約半分くらい減ってしまっている状況ということで、地域のニーズは増えているけれども活動できる方が減少している傾向があるように思えます。評価は両方 A とはなっていますが、少し厳しい意見かもしれませんが、限りなく B に近い面もあるのかなと思います。いかがでしょうか。

(事務局)

こちらについては、計画を立てる段階ではオレンジボランティアということでした。このオレンジボランティアという方たちが、認知症サポーター養成講座を受けていただいた方の中で、地域の中で支えていただけますかということで、オレンジボランティアさんに手を上げていただいて登録をしたのですけれども、実際にその方たちが支えたいという意思表示をしていただいても、活躍をしていただける場というものが非常に限られていて、活動していただけていなかったような実態がございました。この計画を立てた後に、オレンジボランティアを解散させていただきましたので、実質、平成 27 年度はゼロです。ですので、これまでの養成数ということで、オレンジボランティアに関しては、平成 26 年度までの数は書かせていただいていますけれども、こういった方たちの中から、介護予防サポーターさんたちもそうですけれども、オレンジサポーターということで、認知症カフェであるとか色々な形で活動をしていただけますかということで再登録をしていただいたのです。実際に活動したいよということで意思表示をしていただいた数が、平成 28 年度ではこの人数ということで、計画ではオレンジボランティアは平成 26 年度までに登録していただいた数はこうですよと書かせていただいている状態で、これからどういうふうにしようかということで再構築させていただきました。そして、生活支援体制整備事業を進めながら、介護予防事業を推進し、認知症の様々な施策を展開しながら、オレンジサポーターさんたちがどういうふうに関わっていくか、活動していくかということで、活動の場も作るということを経営化しまして、そういった方たちの団体ではないですけれども、組織を作って今ブロックごとに活動していただけるような体制を組ませていただいたということです。この中のオレンジボランティアというのは、実際は平成 26 年度で解散させていただいているというのが現状です。ですので、このように登録をしていただいた方が、皆さん、自分のできる範囲で活躍していただけるような場も設けながら、ボランティアさんたちの資質の向上も図っていきたいということで、年々登録も増えているということです、A 評価とさせていただきます。

(会 長)

オレンジサポーターは 235 人ということですが、この評価でいくと、前のページの 11 番のところで、認知症支援推進員が各あんしんセンターに配置されていて、その中で、今後の計画ということで一番右にあるわけですが、各推進員が活動計画を立案して地域で活動するということがあると思うので、これはオレンジサポーターとあんしんセンター、その中でも地域支援推進員さんと密接に関わりながら、推進員さんとチームを組みながら認知症カフェですとか個人個人を支える体制というのをあんしんセンターで構築していただくというのがとても大事なかなと思っていて、そこの全体の設計を市がしていくということかなと思っています。

(委員 E)

同じところで、一番右の今後の計画、今後の方針の部分ですが、認知症サポーターとオレンジサポーター養成講座を認知症本人の視点に立った内容に見直すとあるのですけれども、見直すという内容は、オレンジサポーターさん自身が見直すというよりは、キャラバ

ンメイトが個々に講師役としてサポーター養成講座を60分から90分の授業内容で行いますので、個々のキャラバンメイトの力量はもちろんあるかと思うのですが、開催された講師役となるキャラバンメイトの連絡会等が、以前は高崎市のほうで情報交換会もできたのですが、実際、ここ数年開催がないように思われますので、もし情報交換の場があってキャラバンメイト自身が内容の見直しということであれば、あんしんセンターにいる認知症地域支援推進員さんとともに、内容についても確認をとって連携を図れたらいいなと思うのですが、この辺のご検討もぜひお願いしたいと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。第7期の計画の中で、認知症対策ということを改めて規定させていただきたいと考えておりますので、その中で検討させていただきたいと思います。

(会 長)

他にありませんか。なければ、これで議題の1は終わりにさせていただきます。

それでは、ご意見等もありましたので、その辺を踏まえて今後のプラン等に反映していただけたらと思います。

議事(2) 第7期計画策定に向けた体系(案)について

—事務局説明

(会 長)

第7期計画に向けたポイントということで説明がありました。現在、国のほうでも地域包括ケアシステムを進めるための介護保険法等の改正ということで審議がされているところですので、その内容も反映させるということになるかと思います。この3つの柱で立てていって、後ろにあります具体的な施策を検討していくという案を示させていただいたところですが、これについてご意見ありますか。

(事務局)

高崎市は、昔は高齢者福祉計画と介護保険事業計画を別々に持っていました。前々回から実施計画と基本計画を一緒にして「高齢者安心プラン」とさせていただきましたが、それとは別に認知症のオレンジプランというものがあったのです。高崎市のオレンジプランというものをこの高齢者安心プランの中で一緒に立てさせていただけたらということで、今回は、高齢者福祉計画と介護保険事業計画とオレンジプランの3つの計画を一つの安心プランにまとめさせていただくということで、この案を立てさせていただいたところです。それぞれの事業が本当に密に絡み合っている部分ですので、個別に単体で計画を立てるということではなく、お互いに関連性を持った形で一つの高齢者安心プランにまとめさせていただけたらということで体系を変えさせていただいているということです。

(委員 F)

基本方針のところで、地域共生社会の推進ということで、今お話があったようにオレンジプランと一緒にするという事だったのですが、そこから漏れてしまう貧困であったりお子様であったりということとも連携を図るプランを考えていらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

もちろん地域共生社会の推進ということで書かせていただいているとおり、前に金井先生が資料として提供していただきました「我が事・丸ごと」といった部分も、同じく地域包括ケアシステムの構築の一つの手段だと考えておりますので、ここの部分では、高齢者だけではなくそこにお住まいの方、地域でどういう形で支え合いをしていくのかというような共生社会の推進ということになりますので、メニューとすると「我が事・丸ごと」等の事業も当然この中で検討していかなければならないと認識しております。

(委員 G)

今の説明を素直に聞くと、とても素晴らしいと思うのですが、現実には、介護保険事業計画ではなくて、高崎市独自の介護保険事業計画と高齢者福祉計画と自立支援法も含めた全体的な共生の中の計画として、高崎市の第7期計画の策定というのが位置づけられるとするとすごいと思うのですが、それでよろしいのでしょうか。

(事務局)

上位計画の地域福祉計画にこの第7期の計画が取って代わるということではありません。先ほど説明を申し上げました高齢者福祉計画、介護保険事業計画とオレンジプランということですが、あくまでも高齢者福祉計画ということですが、高齢者を支えるための地域という中には、当然いろいろな方々がいらっしゃるわけですから、地域包括ケアシステムの構築の中では、上位計画である地域福祉計画の理念、基本方針といったものともリンクをして計画の中に盛り込んでいけたらと思っておりますけれども、まだ頭の中で構想を練っている状態なので、どういう形でいけるかはわからないのですが、今の第6期の計画と明らかに違うのは、オレンジプランを別立てするのではなく、この中に入れて、高齢者の計画の中では認知症施策というのは大命題ですので、その高齢者福祉計画というものと認知症の計画を同列にさせていただけたらと考えております。

(委員 G)

ありがとうございます。もう一点ですが、結果的に介護保険事業計画に介護サービスがありますが、例えば小規模多機能だとかそういう中には、共生型社会の始まりの説明として、基準該当だとかいろいろな方法はあると思いますが、障害者がそこに入っていき、そのサービスの中に障害者と高齢者が両方利用できる施設サービスというのを全国でも展開しているところが非常に多いのですが、群馬県の場合はまだ例が見られないのですが、その辺の考えはどのようなのですか。

(事務局)

具体的には、小規模多機能の基準該当で手を上げようという声はいただいております。この基準該当の部分については、来期の障害の計画も今年度作成するのですが、そちらの実施計画とも当然リンクをさせて、障害者の方が高齢になると高齢者になって障害者でなくなるということはありませんので、障害の計画と高齢の計画というのは、つねにリンクしていかなければいけないという認識でおります。

ですから、基準該当のサービス量というのもある程度見込んだ形で、また、認められるように高崎市の条例は整備してありますので、その点について、積極的な周知をしているわけではないですが、実際に申し出もありますので、障害の計画と高齢の計画が相反しない形で作っていきたいと思っております。

(会長)

今の話の中には、いわゆる法定計画としての計画のことと共生型サービスのことだと思っております。法定計画については、介護保険法において介護保険事業計画が決められていて、老人福祉法において老人福祉計画の策定が市町村に義務付けられています。この二つが策定義務ということで作らなければいけないことになっていて、前々回のプランから、「高齢者安心プラン」という名称で、二つを合わせた形でやっています。その間、認知症の様々な取り組みが始まって、オレンジプラン、新オレンジプランと来ましたので、これは法定計画ではないのですが、高崎市で独自に作っていたものがあったので、それを今回の安心プランの中に実質的に入れていくという形で整備をしたいということだったかと思っております。実は法定計画でいいますと、介護保険事業計画と老人福祉計画は地域福祉計画が作られていれば、それとの調和を保たなければならないという条文がありますので、地域福祉計画についても視野に入れるということになります。今、国で上程されている法律改正の中には、今までは介護保険法しか入っていなかったのですが、社会福祉法の条文で地域包括ケアの推進ということが入ってくるわけです。しかも地域福祉計画を上位計画として、高齢者、障害者、児童の計画を策定するというのも書かれる予定なので、そこは各市町村がどう作っていくのかということを実行錯誤的に検討するということになるかと思っております。おそらく国がガイドラインをつくるということになりますので、そこも入れながら、高崎市は高崎市で独自のものをつくるという動きになると思っております。国で法律が通った後は、加速度的に策定に向けて動き出すのではないかと思います。

それから、共生型のサービスということになりますけれども、高齢者の施設と障害者の施設を併せて作り、そして人材確保も行っていくという国の構想もあるのですが、今年、東京都が特区としてやっているのですが、おそらくそこの中でいろいろな条例等で、高齢者と障害者で共通できる部分があるのではないかと、絶対に違うのはどこかという整理をして、共通できる部分があれば、それを合わせた形で共生型のサービスが作れるのではないかと研究をしている最中です。おそらくそういったことも今度のプランには盛り込んでいければなと思っております。

今回、方針を3つにさせていただいて、前回の方針よりもわかりやすくなった感じはす

るのですが、それぞれの部会でもこれから検討いただきたいという柱立てです。ぜひそういう意味では、先ほども意見の出た人材確保について、具体的な施策に一本、柱が入るといいなと思っています。

このような形で、今年度、各部会で協議をしていくということによろしいでしょうか。それではそのように進めていけたらと思います。

報告（１）平成２８年度介護給付費実績等見込みについて

一事務局報告

（会 長）

介護保険給付費の実績ということで、まず給付費の実績と地域支援事業費の実績と要介護認定者数等の推移ということで説明いただきました。ご質問等いかがでしょうか。

介護保険給付費と地域支援事業費を足し上げたものでいくと、およそ３００億円で、前年度より１億６千万円増えているということです。これから高齢者がどんどん増えていくという中で、さらにこの数字が多くなってきます。今の説明ですと要支援者からの総合事業への移行ということも進んでいるということですが、その辺の地域づくりのサービスの展開ですとか、行政と民間で力を合わせて乗り切っていくといけないなと感じた次第です。

報告（２）平成２８年度介護サービス事業所の指定状況について

一事務局報告

（会 長）

これについて、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

今お話のように、介護人材の不足が廃止の主な理由ですということで、ここが由々しき課題かなと思いました。

（委員 G）

居宅介護支援事業所が１３３事業所ありまして、予防支援のアウトリーチするのが２７なのですけれども、予防のほうはなかなか受け手が増えないという状況でしょうか。

（事務局）

介護予防支援については、あんしんセンターになりますので、平成２８年度中の動きはないのですが、今年の４月１日現在、２箇所増えていますので、来年の報告には２つ増える形になります。

（会 長）

そうしましたら、議事と報告が全て終了しましたので、私の進行については、これで終了させていただきます。

(事務局)

大変ありがとうございました。以上を持ちまして、平成 29 年度第 1 回高崎市介護保険運営協議会を閉会いたします。